

精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第五次）
（案）

令和7年3月
精華町教育委員会

目 次

<はじめに>	1
<子どもを取り巻く情勢の変化>	2
1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定	2
2 教育におけるデジタル化の進展	2
3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定	2
<子どもの読書活動の現状>	3
1 次期5か年計画検討の経過	4
2 第四次5か年計画における成果と課題	4
（1）学校図書部会の成果と課題	4
（2）地域・家庭部会の成果と課題	5
3 第五次5か年計画の基本方針	8
4 第五次5か年計画の方策	9
（1）学校図書部会の方策	9
ア 学校における5か年計画の推進の基本的な考え方	9
イ 学校における具体的な方策	9
（2）地域・家庭部会の方策	11
ア 地域・家庭などにおける5か年計画の推進の基本的な考え方	11
イ 地域・家庭などにおける具体的な方策	11
5 第五次5か年計画の期間	14
6 第五次5か年計画の推進と検証について	14
参考	
関係機関紹介	16
用語解説	17

<はじめに>

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもの読書習慣は乳幼児期から始まるとされており、15歳までに読書習慣を身に付けることが子どもにとってきわめて重要な意味を持つといえます。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動推進に関する基本理念と国や地方公共団体の責務、事業者の努力や保護者の役割などが明らかにされました。これを受けて、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、第五次基本計画（令和5年度～令和9年度）に基づいた取組が進められています。また、京都府でも、平成16年3月に「京都府子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、第五次推進計画（令和7年度～令和11年度）による取組が予定されています。

精華町においても、平成18年度に「読書で描こう せいか未来図～精華町子どもの読書活動推進計画～」を策定しました。平成19年度からは「精華町子どもの読書環境整備3か年計画」を、また、平成22年度からは、第二次となる5か年計画を策定し、子どもの読書環境づくりに取り組み続け、このほど、第五次となる5か年計画を策定しました。

<子どもを取り巻く情勢の変化>

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会を実現するという理念に基づき、令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されました。同法7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年7月には、令和6年度までを対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）」が策定され、本町においても、これを受け、体制整備を行ってきました。

2 教育におけるデジタル化の進展

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では、図書館に関わる内容として、「図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとつづくり、地域づくりを行う取組を促進すること」などが示されました。本町においても、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、子育て支援センターのオンラインによる絵本の読み聞かせなど、ICTを活用した新たな取組も行われてきました。今後も、ICTなどの技術を活用し、情勢に沿った魅力的な子どもの読書活動を展開していくことが求められています。

3 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

学校図書館においては、令和4年1月の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定により、公立中学校等の学校図書館の整備充実が進められています。

しかし、文部科学省による令和5年度全国学力・学習状況調査によると、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に、「全くしない」と答えた精華町の小学生は24.7%（全国平均24.5%）、中学生は33.1%（全国平均36.8%）となっており、5年前と比べて読書を行わない子どもが全国的に増加しています。

<子どもの読書活動の現状>

令和5年度における子どもの不読率（1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合）は、小学生が7.0%、中学生が13.1%、高校生が43.5%となっており、数値目標（小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）に至っていません。不読率の推移としては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定以来、いずれの段階でも数値目標は達成されていません【注1】。

国際的な観点から、令和5年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」によると、日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置しており（加盟国37カ国中11位）、平均得点も前回調査より上昇しています【注2】。

この結果から、複数の文書や、資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価する能力が培われていると考えられます。

また、読解力と読書の関係について、日本では、漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い一方で、新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれもよく読む生徒の読解力の得点が高いとされています。

【注1】 全国学校図書館協議会「学校読書調査」

【注2】 文部科学省 国立教育政策研究所 「OECD生徒の学習到達度調査2022」

今後、これらの状況と情勢の変化、情報通信手段の多様化などを踏まえ、子どもたちの読書環境の整備を積極的に推進していく必要があります。

1 次期5か年計画検討の経過

「精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第四次）（以下「第四次5か年計画」という。）」については、毎年度、推進母体である「精華町子どもの読書環境づくり推進協議会」の部会である「学校図書部会」、「地域・家庭部会」の開催・取りまとめにより、各現場における進捗などを共有し、その内容を同協議会で報告し、今後の課題や活動の方向を検討しています。令和6年度は、第四次計画の最終年度にあたるため、5年間を振り返り成果や課題、次期5か年計画に盛り込みたい事項について検討を重ね、計画を策定しました。

2 第四次5か年計画における成果と課題

(1) 学校図書部会の成果と課題

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものですが、近年、デジタル化が急速に進む中、スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化、また、GIGAスクール構想による1人1台の端末環境の整備など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの読書離れが指摘されています。

そのような中、これまで可能な限り、子どもたちの生きる力の基本となる言語力や読書力を向上させるよう、学校図書館の整備を進め、読書活動をはじめとする図書館教育を、学校教育活動全体を通じて充実させるように努めてきましたが、第四次5か年計画を策定した令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定期間、活動の中止・自粛を余儀なくされました。

しかし、コロナ禍においても、学校図書館の分散利用や利用制限がある中での学級への図書の貸出、給食時間中の読み聞かせ放送など、各校工夫をしながら取組を続け、その後、学校図書館を活用した授業の実施や図書委員を中心とした読書週間の取組など、子どもと読書を結びつける活動も再開しました。

保護者やボランティア団体の協力による学校図書館活動への支援活動についても、同じくコロナ禍による活動の中止・自粛期間を経て、読み聞かせや学校図書館整備など、各校において順次活動が再開されました。

また、文部科学省が示す公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められた学校図書館標準冊数の達成率は全ての学校で100%を超えており、蔵書の充実を図るとともに定期的な除籍を行うなど、計画的な図書の更新ができたと考えます。

【学校図書館標準冊数の達成率】

	平成30年度末		令和5年度末
小学校	95.9%		109.8%
中学校	105.3%		118.4%

これまでの様々な取組から、子どもたちの読書への関心が高まり、児童生徒の主體的な活動が活発化し、子ども同士のコミュニケーションが増えたことは、学校図書館の利用にもつながりました。

しかし、同省が実施した令和5年度全国学力・学習状況調査では、精華町の小学生の70.4%、中学生の65.2%が「読書が好き」または「どちらかといえば好き」と答えているものの、5年前と比べるとその数値は下がっており、読書力の向上を進める上では、「好き」または「どちらかといえば好き」と答えなかった子どもたちへの関わりも重要であると思われます。

今後も、これまでの取組を継続しながら拡充し、子どもたちの読書への関心をさらに向上させるように、学校と保護者、地域が一体となって読書活動を推進していくことが必要です。

(2) 地域・家庭部会の成果と課題

地域・家庭部会の各関係施設・機関では、それぞれの環境や状況に応じて積極的に取組を行ってきました。これまでの第一次から第四次までの計画の取組を通じて、子どもの読書環境の整備は着実に進んでいます。

子育て支援センターや幼稚園・保育所では、文庫の設置による園児・保護者向けの本の貸出のほか、職員や、ボランティア団体と連携した読み聞かせ、「園だより」や園内掲示などによるおすすめ本の紹介、移動図書館車の保育所巡回の活用などを通じ、園のほか家庭でも親子で読書に親しんでもらう環境づくりに取り組みました。また、絵本を大切に扱うよう呼びかけたり、傷んだ本の修繕などを行い、文庫の整備に努めました。

保健センターでは、絵本コーナーを設置し、乳幼児の健康診査の待ち時間などに利用していただきました。また、9～10カ月児健康診査の際に、図書館職員による絵本の読み聞かせや、図書館の利用案内とおすすめ絵本の紹介冊子の配

布、絵本の引換券の配布などをメニューとした「ブックスタート」を実施しており、子どもには初めて本に接する機会、保護者には図書館を知ってもらい、絵本の大切さに気付いてもらう機会となりました。その他、各種教室や相談事業などでも、絵本の読み聞かせや紹介を行いました。

各学校の放課後児童クラブでは、児童書コーナーを設置し、読み聞かせを行うとともに、読書の時間を設けるなど読書習慣づくりも行ってきました。また、町立図書館の団体貸出の利用や保護者からの資料寄贈受入を通じ、図書資料の充実を図るなど環境整備に取り組みました。

町立図書館では、「おはなし会」などの子ども向け行事の実施のほか、読み聞かせボランティア向け講座の開催等、子どもの読書に関わる大人に向けた啓発も行うことにより、子どもだけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもが読書に親しめる環境づくりに努めてきました。

また、放課後児童クラブへの団体貸出のほか、定期的リユース本を提供しています。おすすめ本の紹介パンフレットとしては、これまでの0～2歳、3～5歳児、小学校低学年、小学校中学年向けのおすすめ本冊子に加え、小学校高学年向けのおすすめ本冊子を作製・配布しました。

このような活動を推進するために、魅力的な資料収集に努めると同時に、開館から20年以上が経過し、傷んだり古くなった資料を除籍して補充を行うなど、資料整備を進めてきました。

町立図書館の児童書数は、令和元年度の59,924冊から令和5年度には63,484冊となりました。一方、児童書の年間貸出冊数については、図書館全体としての貸出冊数が減少する中、令和元年度の140,947冊から増減を繰り返し、令和5年度は138,052冊となりました。

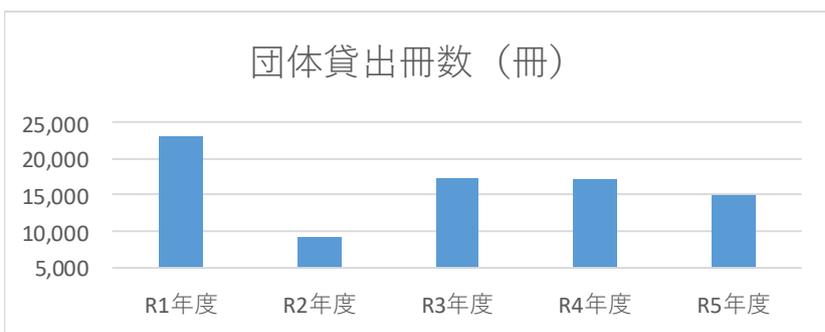
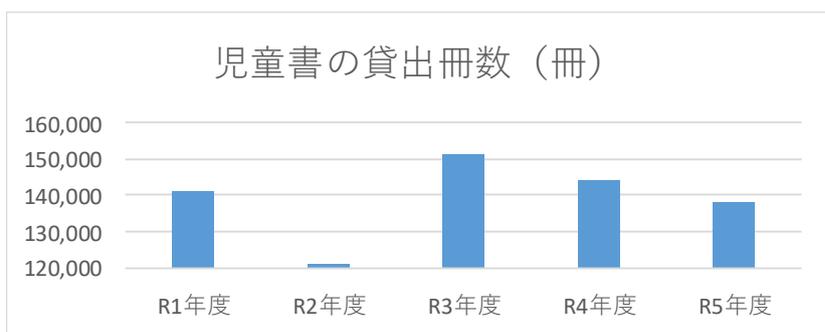
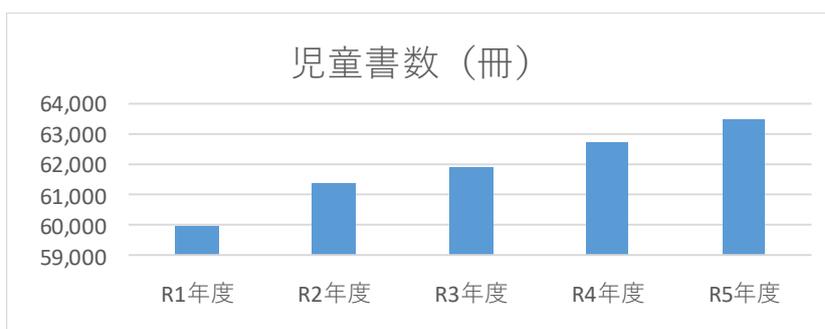
児童書の貸出冊数の停滞は、学校図書館や保育所・幼稚園などにおける子どもの読書環境の整備が進み、さまざまな場所で本を借りることができるようになったことも一因と推測されます。今後も、旬のテーマをとらえた資料展示や、おすすめ本パンフレットの発行、読書につながる行事などの開催により、図書館利用の促進に努める必要があります。

また、児童書などを放課後児童クラブなどへ貸し出す団体貸出の年間貸出冊数が令和元年度の23,032冊から令和5年度の14,903冊へ減少しまし

た。貸出数と同じく、各施設の資料整備が進んだことによると考えられる一方、団体貸出によって普段施設にない本を読むことを喜ぶ児童の姿があるとの報告を受けており、今後も各施設と連携した取組に努める必要があります。

精華町立図書館における児童書冊数・貸出冊数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童書数（冊）	59,924	61,370	61,906	62,736	63,484
図書館全体の貸出冊（点）数	377,083	327,839	382,774	360,860	353,043
児童書の貸出冊数（冊）	140,947	120,953	151,049	144,276	138,052
団体貸出冊数（冊）	23,032	9,122	17,355	17,083	14,903



近隣の同規模人口（3万人以上）の町立図書館と比較すると、児童書数、児童書貸出冊数、団体貸出冊数で平均値を上回り、本町が活動の面で充実していることがわかります。

令和5年度 実績比較	児童書数(冊)	児童書貸出冊数(冊)	団体貸出冊数(冊)
精華町立図書館	63,484	138,052	14,903
5町立図書館 の平均値	47,451	73,941	7,344

今後はこれまでの活動を継続しながら、さらに子どもの身近に本がある環境を整備するため、読み聞かせやおすすめ本の紹介などとともに、保護者への読書普及・啓発活動をしていくことが必要です。また、令和元年6月に、「読書バリアフリー法」が施行され、これを受けて令和2年7月には「読書バリアフリー基本計画」が策定されたことも鑑み、バリアフリー図書や録音図書（デイジー）などの積極的な収集や周知、児童サービスにおける障害者サービスを意識した取組を検討していくことも重要です。

精華町内では、図書館や小学校などの公共施設のほか、幼稚園や地域の集会所で読み聞かせなどの活動を行うボランティア団体は7団体あり、延べ約118名が活動しています。各団体の活動は、小学校や保育所・幼稚園などと連携した取組も含め、第四次5か年計画における成果に影響したものと考えられます。今後も、これらの活動を維持し、拡大できるように、各関係施設・機関はボランティア団体との連携を深める必要があります。

3 第五次5か年計画の基本方針

次期となる第五次5か年計画では、以下の3点を基本方針として掲げ、学校・地域・家庭の三者が相互に連携し、社会全体で読書活動の推進に取り組めます。

- 町内の学校、関係施設・機関においては、今後、第五次5か年計画に基づき、それぞれの年次計画を作成する中で、計画的に様々な環境整備活動に取り組み、読書活動のさらなる充実と発展を目指します。

- 学校においては、学校図書館を活かした教育活動を推進させ、町立図書館との連携を図りながら学校図書館の運営を活性化し、保護者や地域の方々による学校図書館活動への支援を得ながら、子どもの読書への関心をさらに高めるように努めます。
- 町立図書館においては、児童書の充実や行事の開催など、子どもの読書活動推進のための取組を行いながら、学校、地域、ボランティアとの連携・協力を促進し、子どもと保護者が家庭読書を進めるための環境づくりに努めます。

4 第五次5か年計画の方策

(1) 学校図書部会の方策

ア 学校における5か年計画の推進の基本的な考え方

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることを再認識し、学校図書館を充実させ、学校図書館の積極的・計画的な活用を進めていくとともに、読書への関心を高めながら、情報活用能力や豊かな人間性を育む読書指導を推進していくために、各種の事業に取り組みます。

イ 学校における具体的な方策

○ 学校図書館を活かした教育活動

- ・豊かな情操と読解力、情報活用能力を養い、豊かな人間性を育む読書指導を推進します。
- ・「読書センター」や「学習センター」、「情報センター」としての機能を整備し、計画的・有効的な活用を推進します。
- ・学習指導要領のねらいに即した学校図書館の利用を計画し、学校図書館を利用した授業の充実と利用頻度の向上を目指します。
- ・学校図書館の有効な活用方法や読み聞かせ技術などの校内研修会を実施し、教職員の指導力のさらなる向上に努めます。

○ 学校図書館の運営充実

- ・司書教諭をはじめ、学校図書館司書、図書ボランティアなどと連携しながら、開かれた学校図書館を目指します。
- ・開館時間の拡大に努め、児童生徒の居場所となる、利用しやすい学校図

書館を目指します。

- ・教職員への学校図書館を活用した授業支援や児童生徒への読書支援、その他学校図書館全体の運営のために、学校図書館司書配置の拡充に努めます。
- ・入学時などの新しい環境への移行時において、学年に応じたオリエンテーションの実施により、学校図書館の役割を知らせ、貸出・返却の方法、日本十進分類法（NDC）の決まりや配架場所などを本の魅力とともに伝えることで、児童生徒の本に対する興味・関心を高め、継続して本に接する機会を確保します。
- ・朝読書や読書週間の取組など、読書意欲を向上させる事業を展開するとともに、児童生徒の主体的な読書活動を支援します。
- ・「おすすめ本コーナー」や「図書だより」で、新着本や児童生徒が読んだ本の紹介をするなど、配架の工夫や広報活動を行います。

○ 図書資料の整備

- ・定期的な除籍により既存図書の整理を行いながら、図書の新規購入を進め、計画的な図書の更新に努めます。
- ・児童生徒のニーズを選書に反映させ、また、多様な児童生徒の可能性を引き出せるよう、蔵書をさらに充実させます。

○ 図書ボランティアとの連携促進

- ・保護者や地域との連携を深め、図書ボランティアの活動を活性化させ、読み聞かせやブックトークなど各種の取組を継続します。
- ・利用しやすい学校図書館を維持するため、図書整理や貸出補助などを図書ボランティアと協働して実施します。
- ・町立図書館とも連携し、図書ボランティアとの協働の活性化に努めます。

○ ネットワークの整備

- ・児童生徒や教職員のニーズに応じ、図書資料を有効に活用するため、引き続き目録データベースのデータ更新に努め、資料検索や貸出・返却作業を効率的に行います。

(2) 地域・家庭部会の方策

ア 地域・家庭などにおける5か年計画の推進の基本的な考え方

地域や家庭での読書は、子どもの言葉の獲得や豊かな心を育てる上で重要な意味を持っています。そのために、子どもが関わる機関・施設、保育所や幼稚園でそれぞれが特色ある取組を行うとともに、町立図書館が各施設と連携して協力・支援を行って、読書環境づくりをしていくことが大切です。また、ボランティアとも協働し、地域全体で活動を活発にしていくことが必要です。

イ 地域・家庭などにおける具体的な方策

○ 保健予防事業における読書環境づくり

- ・保健センター内での絵本コーナーの充実と利用の促進、事業での絵本棚の活用を図ります。
- ・9～10か月児健康診査時におけるブックスタート事業（読み聞かせ、絵本の紹介、図書館利用案内、ファーストブック引換券の配布等）を町立図書館との連携により継続して実施します。
- ・図書館でのファーストブックを引換者が増えるよう、本に興味を持ってもらう関わりを行うなど、図書館と連携を行います。
- ・子育てと読書に関わる情報の掲示を行うなど、啓発活動を行います。

○ 子育て事業における読書環境づくり

- ・子育て支援センターの絵本コーナーの充実と利用の促進を図ります。
- ・ボランティアの協力も得て、子育て支援センター内での絵本の読み聞かせ事業を活性化させます。
- ・絵本を通じた親子のふれあい、子ども同士のふれあい、親同士のふれあいが楽しめるような時間を設定します。
- ・大人に絵本に興味を持ってもらえるように、妊婦や保護者に向けて絵本の紹介を行います。
- ・講座の開催など、保護者への啓発活動を町立図書館との連携により行います。
- ・放課後児童クラブでは、町立図書館の団体貸出なども利用し、児童書コーナーの充実と利用の促進を図ります。

- ・破損等修復必要な資料については、修理・新規購入に努めます。
- ・放課後児童クラブ開設時間の移動図書館車の利用を含む図書館の利用を検討します。

○ 保育所、幼稚園における読書環境づくり

- ・絵本コーナーを充実させ、幼児や保護者が本を自由に手にとり、貸出もできるようにします。
- ・定期的に傷んだ本を修理したり買い替えをしたりして、絵本コーナーの資料整備に努めます。
- ・季節ごとに絵本コーナーの展示を工夫したり、「園だより」、「絵本だより」など、年齢に応じた絵本の紹介を通じて、保護者へ読書活動の啓発を行います。
- ・保護者やボランティアと協力して読み聞かせや本の修理などを行い、絵本を大切に作る心を育てていきます。
- ・絵本にあまり興味を持たない子どもに読む機会を持つような取組を行います。
- ・絵本の読み聞かせや紙芝居などを日常的に行い、発達段階に応じてクラス別に「おはなしタイム」を設定します。
- ・親子で絵本に親しむイベントや絵本の講習会などの保護者向けの取組も実施します。
- ・アンケートの実施や保護者および園児との対話を通じ、読書環境の把握に努めます。
- ・図書館の団体貸出制度を活用し、より多くの本を楽しむ機会を提供します。
- ・オンラインでの読書会や、アプリの使用によるアンケート実施など、読書活動推進のため、ICTを有効的に活用します。
- ・おすすめの絵本を園同士で共有するなど、他園との交流を通じ、読書活動推進に努めます。

○ 町立図書館における読書環境づくり

- ・毎週土曜日に「おはなし会」、毎月第1水曜日に乳幼児が親子で参加できる「おひざにだっこ ちいちゃいちいちゃいおはなし会」を開催しま

す。

- ・乳幼児連れの方にも気兼ねなく来館してもらえるように「赤ちゃんタイム」を引き続き設定します。
- ・子ども向け行事・取組への移動図書館車の出張など、移動図書館車の活用を検討します。
- ・子どもへの読書案内として作製しているおすすめ本紹介冊子については、改訂版の作製を行うとともに、配布先の拡大・活用検討を行います。
- ・点字絵本やＬＬブックなどのバリアフリー図書を定期的かつ継続的に収集・周知し、必要な方に利用してもらえるよう、他機関との連携による啓発を行うことで、子どもの障害者サービスを意識した取組を行います。
- ・子どもの障害者サービスの実施にあたっては、障害のある子どもやその家族、関係者などの意見を聴取し、取組を検討します。
- ・傷んだ本の修理や買い替えなど、引き続き資料整備を進めます。
- ・「おはなし会スペシャル」や「なりきり司書たいけん」、「親子手作り教室」などの行事のほか、子どもの読書週間に合わせた「読書推進冊子」の作製、好きな本の紹介を書いた紙などをはりつけてもらう「ぶっくつりー」コーナーの設置、読書手帳の利用促進など、子どもの読書に繋がる取組を企画・検討します。
- ・取組の企画・実施にあたっては、子どもの意見を聴取し、また、企画に参画してもらうなど、子どもの視点を取り入れます。
- ・図書館システムでの貸出しや読みたい本の記録機能の活用による読書習慣の醸成を図ります。
- ・大型絵本やエプロンシアター等、行事用資料の充実と活用促進を行います。
- ・サピエ図書館による録音図書（デイジー）やeサービスなど、情報通信技術を効果的に活用し、障害の有無にかかわらず全ての子どもに向け、図書館利用を促進する事業を検討します。
- ・資料の展示方法の工夫やICTの活用などにより、子どもが京都府や精華町周辺地域の郷土資料を検索しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・デジタルアーカイブの活用について検討します。
- ・自習可能席の開放により、子どもが安心して学習できる場を提供すると

ともに、図書館利用の促進を図ります。

- ・研修などを通じ、職員の児童サービスの専門性の向上に努めます。

○ 町立図書館と、関係機関・施設、学校との連携

- ・子どもが関わる機関や施設の読書環境整備の推進について、団体貸出制度の活用や選書への協力、リユース本の子どもに関わる施設への提供などによる積極的な支援を行います。
- ・家庭における読み聞かせや子どもの読書についての啓発活動を行政や関係機関等と連携して推進します（啓発パンフレットの配布やキャンペーン、ブックスタート、タイアップ行事の実施など）。
- ・学校図書館との意見交換、連携・支援、定期的な研修会、人的交流会などを行い、学校との連携を推進します。
- ・本の修理や装備等に関する研修会を企画するなど技術的支援を行います。
- ・電子書籍など、ICTを今後、図書館システムにどのように取り入れることができるか、学校図書館も視野に入れて具体的情報収集に努めます。
- ・公立・私立の別や、所管を越えた協力・連携方法を検討します。

○ ボランティアの参加

- ・子どもの読書に関わるボランティアを増やすため、ボランティアを養成する機会や読み聞かせの技術を研鑽する機会などを増やします。
- ・意見交換の場の創出や、読み聞かせのための制作物などの共有を通じてボランティア同士の交流を図ります。
- ・ボランティア団体の参画が一層実りあるものとするため、子育て支援センターや保育所などの関係者間で協議と調整を図ります。

5 第五次5か年計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

6 第五次5か年計画の推進と検証について

第五次5か年計画でも、第四次5か年計画に引き続き、家庭、学校、地域の三者が相互に連携し、社会全体で読書環境づくりを推し進めていく必要があります。

す。

そのために、「学校図書部会」と「地域・家庭部会」の各部会においては、基本方針に基づいてより具体的な方策を検討しながら、積極的に取り組んでいくこととします。

また、進捗状況については、毎年各部会で活動内容や実施状況などを検証することとし、その内容を「精華町子どもの読書環境づくり推進協議会」において報告し、状況に応じて見直しを行いながら、5か年計画を推進していきます。

※第五次5か年計画を進めるにあたっては、国、京都府やその他関係機関の情報なども広く収集し、参考にしながら、より実効性のあるものにしていかなければなりません。以下に国、京都府やその他関係機関のホームページを記します。

- **文部科学省 図書館の振興** http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/
図書館の振興に向けた取り組みや全国の様々な事例などを情報提供。
文部科学省「第五次子どもの読書環境の活動の推進に関する基本的な計画」
ページ
(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html)
- **国立国会図書館国際子ども図書館** <http://www.kodomo.go.jp/>
わが国唯一の国立の児童書専門図書館。国内外の児童書とその関連資料を活用して、子どもの本に関わる活動や調査研究を支援。全国の学校図書館に対してセット貸出も実施。
- **京都府教育委員会** <http://www.kyoto-be.ne.jp/>
京都府の子どもの読書活動推進に係る業務を所管。
「京都府子どもの読書活動推進ページ」
(<https://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?p=65>)
「京都府子どもの読書活動推進計画ページ」
(<https://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?p=79>)
精華町は山城教育局(<http://www.kyoto-be.ne.jp/yamasiro-k/cms/>)が管轄。
- **京都府立図書館** <http://www.library.pref.kyoto.jp/>
京都府の中核的公共図書館。市町村立図書館などの図書館サービスや学校などとの連携による子ども読書活動の推進を支援。
- **一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団** <http://www.iiclo.or.jp/>
旧大阪府立国際児童文学館。児童文学など児童文化に関する図書その他の資料の収集、保存、提供や研究等の諸事業を実施。
- **公益社団法人 日本図書館協会** <http://www.jla.or.jp/>
公共図書館、学校図書館をはじめ、各種図書館や読書施設の進歩発展を図ることを目的に、調査、研究、研修会の開催や支援活動などを行う全国組織。
- **公益社団法人 全国学校図書館協議会** <http://www.j-sla.or.jp/>
学校図書館の充実発展と青少年読書の振興を図るための活動を行っている団体。

<参考 第五次5か年計画中の用語解説>

○ブックスタート(P6)

絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする図書館と保健所の協力活動。乳児健診時に、読み聞かせや読書相談、絵本の配布などを行う。

○ブックトーク(P10)

図書館員などが、子どもたちあるいは図書館の一般利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本を、エピソードや主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、批評や解説を加えながら一つの流れができるように順序よく紹介すること。図書の利用を促進しようという目的を持って行う。

○LLブック(P13)

やさしい語句や文法を使う、写真や図を多用する、単純な構成にするなどの工夫がされており、知的障害などにより言語理解に困難がある方や、日本語を学習中の方にも読みやすい本。

○エプロンシアター(P13)

舞台に見立てた胸あて式エプロンに物語の背景とマジックテープを縫いつけ、演じ手がポケットから人形を取り出してエプロンに貼り付けながら物語を演じる人形劇。

○サピエ図書館(P13)

視覚障害者等、活字による読書に困難のある者に対して、各種の情報を提供するオンラインサービス。全国の点字図書館等の会員施設・団体が製作または所蔵する点字資料、録音資料、DAISY資料等を対象に検索やダウンロード、オンラインリクエストができる。

○eサービス(P13)

京都府立図書館が所蔵している図書の府内市町村図書館等への取寄せを、インターネット上で申し込むことができるサービス。

○デジタルアーカイブ(P13)

有形・無形の資料や文化財等をデジタル情報として記録し、劣化なく長期保存することを目的に、ネットワークなどを用いて提供すること。